○東北地方整備局告示第五十七号

北上川水系豊沢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十八号

米代川水系藤琴川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第五十九号

雄物川水系丸子川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十号

雄物川水系横手川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十一号

最上川水系京田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十二号

最上川水系相沢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十三号

最上川水系村山野川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十四号

最上川水系寒河江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十五号

最上川水系置賜白川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十六号

最上川水系誕生川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十七号

最上川水系吉野川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十八号

最上川水系鬼面川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第六十九号

最上川水系天王川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第七十号

最上川水系馬見ヶ崎川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第七十一号

赤川水系大山川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行